

- 議案第50号 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例案
- 議案第51号 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例案
- 議案第52号 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 守口市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

それでは、議案第50号から議案第53号について、一括して御報告申し上げます。

本4議案は、大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、本市においても、将来にわたって持続可能な福祉医療費助成制度として運営するため、府の再構築に沿って、平成30年4月から各福祉医療費助成制度の見直しを行うため、守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止し、関係条例を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、今後、高齢者数の増加や医療費の増嵩などにより、現行の制度は市の単独事業として、将来にわたって維持していくことが困難であるとのことであり、制度の見直しは一定やむを得ないものである。なお、今回の見直しによって、3年の経過措置期間の後、精神病床への入院は助成の対象外となるが、引き続き、国や府の動向を注視しつつ、精神障害者が地域で安心して暮らせる方途について検討されたいとの希望意見を付し、議案第50号及び議案第51号については賛成多数をもって、議案第52号及び議案第53号については満場一致をもって、それぞれ可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、議案第50号は、高齢者の健康増進などのため、むしろ老人医療を拡充していくことは重要であるとの理由から、議案第51号は、全ての障害者が対象ではなく、重度障害者という名目でもって対象を絞り、医療費助成の制限をすることは断じて認められないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。